（管理課の所掌事務）

第二百五十四条の三　産業保安監督部に置かれる管理課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　機密に関すること。

二　産業保安監督部の職員の任免、給与、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関すること。

三　部長の官印及び部印の保管に関すること。

四　公文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること。

五　産業保安監督部の保有する情報の公開に関すること。

六　産業保安監督部の保有する個人情報の保護に関すること。

七　産業保安監督部の所掌事務に関する総合調整に関すること。

八　産業保安監督部の行政の考査に関すること。

九　広報に関すること。

十　産業保安監督部の機構及び定員に関すること。

十一　産業保安監督部の所掌に係る経費及び収入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に関すること。

十二　産業保安監督部所属の行政財産及び物品の管理に関すること。

十三　産業保安監督部の職員の衛生、医療その他の福利厚生に関すること。

十四　産業保安監督部の情報システムの整備及び管理に関すること。

十五　前各号に掲げるもののほか、産業保安監督部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

2　那覇産業保安監督事務所に置かれる管理課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　機密に関すること。

二　那覇産業保安監督事務所の職員の任免、給与、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関すること。

三　所長の官印及び所印の保管に関すること。

四　公文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること。

五　那覇産業保安監督事務所の保有する情報の公開に関すること。

六　那覇産業保安監督事務所の保有する個人情報の保護に関すること。

七　那覇産業保安監督事務所の所掌事務に関する総合調整に関すること。

八　那覇産業保安監督事務所の行政の考査に関すること。

九　広報に関すること。

十　那覇産業保安監督事務所の機構及び定員に関すること。

十一　那覇産業保安監督事務所の所掌に係る経費及び収入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に関すること。

十二　那覇産業保安監督事務所所属の行政財産及び物品の管理に関すること。

十三　那覇産業保安監督事務所の職員の衛生、医療その他の福利厚生に関すること。

十四　那覇産業保安監督事務所の情報システムの整備及び管理に関すること。

十五　前各号に掲げるもののほか、那覇産業保安監督事務所の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

（保安課の所掌事務）

第二百五十四条の四　産業保安監督部に置かれる保安課は、火薬類の取締り、高圧ガスの保安その他の所掌に係る保安の確保に関する事務をつかさどる（他課の所掌に属するものを除く。）。

（電力安全課の所掌事務）

第二百五十四条の五　産業保安監督部に置かれる電力安全課は、電力設備（電気工作物及びその附帯設備をいう。以下同じ。）に係る保安の確保に関する事務をつかさどる。

（鉱山保安課の所掌事務）

第二百五十四条の六　産業保安監督部に置かれる鉱山保安課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　鉱山における保安に関すること（鉱害防止課の所掌に属するものを除く。）。

二　地方鉱山保安協議会に関すること。

（鉱害防止課の所掌事務）

第二百五十四条の七　産業保安監督部に置かれる鉱害防止課は、鉱山における鉱害の防止に関する事務をつかさどる。

（保安監督課の所掌事務）

第二百五十四条の八　那覇産業保安監督事務所に置かれる保安監督課は、火薬類の取締り、高圧ガスの保安、鉱山における保安その他の所掌に係る保安の確保に関する事務をつかさどる。

（支部の名称、位置、管轄区域及び所掌事務）

第二百五十四条の九　支部の名称、位置及び管轄区域は次のとおりとする。

名称	位置	管轄区域
関東東北産業保安監督部東北支部	仙台市	東北経済産業局の管轄区域
中部近畿産業保安監督部近畿支部	大阪市	近畿経済産業局の管轄区域
中国四国産業保安監督部四国支部	高松市	四国経済産業局の管轄区域

2　経済産業省組織令（平成十二年政令第二百五十四号）第百二条第四項の規定に基づき経済産業大臣が管轄経済産業局として東北経済産業局、近畿経済産業局又は四国経済産業局を指定した鉱業については、それぞれ関東東北産業保安監督部東北支部、中部近畿産業保安監督部近畿支部又は中国四国産業保安監督部四国支部の管轄とする。

3　支部は、産業保安監督部の所掌事務のうち第一項の管轄区域における産業保安の確保に関する事務を分掌する。

（管轄区域の特例）

第二百五十四条の十　産業保安監督部及び支部の管轄区域については、第二百二十八条第五項及び第六項を準用する。この場合において、これらの規定中「第二百三十五条に規定する事務」とあるのは「産業保安の確保に関する事務」と、「東北経済産業局」とあるのは「関東東北産業保安監督部及び関東東北産業保安監督部東北支部」と、「関東経済産業局」とあるのは「関東東北産業保安監督部」と、「中部経済産業局」とあるのは「中部近畿産業保安監督部」と、「近畿経済産業局」とあるのは「中部近畿産業保安監督部及び中部近畿産業保安監督部近畿支部」と、「中国経済産業局」とあるのは「中国四国産業保安監督部」と、「四国経済産業局」とあるのは「中国四国産業保安監督部及び中国四国産業保安監督部四国支部」と読み替えるものとする。

（支部に置く課）

第二百五十四条の十一　関東東北産業保安監督部東北支部に、次の五課を置く。

管理課
保安課
電力安全課
鉱山保安課
鉱害防止課

2　中部近畿産業保安監督部近畿支部及び中国四国産業保安監督部四国支部に、次の四課を置く。

管理課
保安課
電力安全課
鉱山保安課